

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

公文書の隠蔽・改ざん事案の真相究明を求める意見書（案）

財務省は、学校法人森友学園への国有地売却に関する公文書の隠蔽・改ざんの事実を認めたが、国会での「森友問題」の疑惑解明に重大な障害となっており、誰が何のために改ざんしたのかも含めた徹底的な究明が必要である。

政府提出の「働き方改革関連法案」に関する提出資料でも、ずさんな調査やデータの捏造が明らかになったのを初め、防衛省による「日報隠蔽問題」など、後を絶たない一連の公文書隠蔽・改ざんは、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く異常事態と言わざるを得ない。

公文書等の管理に関する法律では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と明記し、その管理を通じて「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」としている。

公文書の隠蔽・改ざん・不適切な廃棄などは、行政への信頼をなくすばかりか、国会や国民が行政を監視することを妨げるものであり、日本の民主主義そのものを根底から揺るがす、あってはならない問題である。

国権の最高機関である国会として、速やかに事実関係を究明するとともに、国民に対して説明責任を十分に果たし、二度とこのような事態が起きないよう対策を講ずる必要がある。

よって、本市議会は国に対し、公文書の隠蔽・改ざん事案の真相究明を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千 葉 市 議 会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

オスプレイ配備をやめるよう求める意見書(案)

本年3月26日の産経新聞において「垂直離着陸輸送機オスプレイ5機を陸上自衛隊木更津駐屯地に暫定配備する方向で最終調整に入った」との報道があり、木更津市民はもとより千葉県全体に不安が広がっている。千葉県が事実確認を行なったところ、防衛省北関東防衛局は「木更津への暫定配備が決まったという事実はない」と回答しているが、小野寺五典防衛大臣の3月27日の会見では、「オスプレイの一時的な措置については、さまざまな選択肢を検討」していると述べており、木更津駐屯地への「暫定配備」自体を否定したわけではない。

木更津市は4月9日、北関東防衛局からの情報として、現在、機体の修理・組み立て中のオスプレイ1機は、塗装作業に1カ月程度かけ、点検を経た後に試験飛行を実施するようだが、試験飛行の時期やその後のオスプレイの整備計画についての情報は得られていないとしている。

首都東京の米軍横田基地では4月5日、オスプレイ5機が突然飛来し、都民を驚愕させた。しかも、半月も前に日本政府は、在日米軍から通報を受けていながら「公表は控えてほしいと要請があった」などと発表の遅れについて説明している。

結局、全て米軍の言いなりで、国民の不安や安全に対する配慮はなく、情報の隠蔽も辞さないというのが、日本政府の現実である。

言うまでもなくオスプレイは、その構造や基本性能から各地で墜落・不時着事故を頻発させている危険この上ないものである。そのオスプレイを首都東京の横田基地や千葉県の木更津駐屯地に配備し、国民に情報を隠しながら、米軍の思いのままに、千葉市を初め首都圏の上空を飛び回ることなど絶対に許されるものではない。

よって、本市議会は国に対し、国民の安全を脅かすオスプレイ配備をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

憲法第9条の改正をやめるよう求める意見書(案)

本年3月25日に開催された自由民主党の党大会で、安倍晋三総裁が推進してきた憲法改正の条文案は提示されなかったものの、党の憲法改正推進本部が検討してきた憲法第9条に自衛隊を明記することなどの「たたき台素案」は確認された。今後、衆参両院の憲法審査会に示して、国会発議を目指す方針とも伝えられており、安倍首相や自由民主党による改憲への動きは異常としか言えないものである。

憲法第9条は、過去の侵略戦争への反省から戦争を放棄し、戦力の不保持と交戦権の否認を明確にしたものである。そこに、実力組織としての自衛隊を保持する条文を書き込めば、憲法第9条は空文化し、海外で無制限に武力行使する「戦争する国」へと日本は大転換することになる。

5月3日の憲法記念日に向けて実施された憲法に関する世論調査を見ても、安倍政権下での「憲法改正」に6割近くが「反対」しており、憲法第9条を高く評価していることが明らかになっている。朝日新聞の調査では「反対」が58%で、「賛成」は30%である。NHKの調査では、憲法第9条を「非常に評価する」が28%、「ある程度評価する」が42%と7割が評価しており、国民は改憲など望んではいないのである。

ましてや、森友・加計学園問題での公文書の改ざん、隠蔽などにより、憲法の基本原則である国民主権と議会制民主主義が踏みにじられ、大問題になっている最中に、改憲へ突き進むことなど絶対に許されるものではない。安倍政権は、国民主権も議会制民主主義も顧みない政権に改憲を語る資格はないとする多くの批判の声に耳を傾けるべきである。

よって、本市議会は国に対し、憲法第9条の改正をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して10年が経過した。増大する高齢者医療費を「現役世代と高齢者で支え合う」ものとして、老人保健制度、退職者医療制度を廃止し創設したものである。しかし、75歳以上の人口が増加すればするほど、保険料は引き上げられることになり、高齢者にとってはつらい制度となっている。

現状でも、保険料の滞納者が20万人以上いると言われていた中で、低所得者対象の保険料特例軽減措置を縮小・廃止するばかりか、さらには保険料の引き上げさえしようとしている。また、制度の導入時には、負担が「現役世代より軽い」などとアピールしていた窓口負担についても、財務省は、原則1割から2割への引き上げを求めており、制度は完全に行き詰っていると言わざるを得ない。

高齢になると、病気になりがちになる一方で、頼りの年金は年々減少するなど、少ない収入で不安な生活を送っているのが現実である。75歳以上の高齢者を1つの「医療保険」に集めて運営する制度そのものに無理があるのは明らかであることから、後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻せば、75歳を過ぎても国民健康保険や健康保険などから切り離されず、際限なく保険料を引き上げられることはない。

よって、本市議会は国に対し、後期高齢者医療制度の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

東海第二発電所の運転期間延長と再稼動を認めないよう求める意見書
(案)

日本原子力発電株式会社の東海第二発電所は、本年11月で運転期限の40年を迎えることになり、原子力規制委員会に運転期間の延長を申請している。しかし、40年も運転を続ければ機器や配管の劣化は避けられず、何より放射能にさらされる原子炉本体や壁などが、もろくなっていると考えるのが普通である。

また、東海第二発電所は、東日本大震災で緊急停止し、津波により非常用発電機3台中1台が停止するなど、あわや大惨事の危険性さえあった「被災原発」なのである。さらに、福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型軽水炉で、出力は110万キロワットと沸騰水型原子力発電所1基としては日本最高の総発電電力量を記録する巨大な原発である。沸騰水型軽水炉は、原子炉を覆う格納容器が極めて小さく、炉心溶融が起こればすぐに容器破損のおそれがあるとされており、福島第一原子力発電所の事故はそれを示している。

その上、東海第二発電所の半径30キロメートル圏内の水戸市を初めとする14市町村では避難計画を作成するため、千葉県内の地方自治体などと避難受け入れ協議が行われてはいるものの、福島原発事故で明らかのように、地形や風向きにより千葉県の避難先も避難地域になる可能性があり、実効性のある避難計画の作成は困難をきわめることが予想される。

「老朽化原発」であり、「被災原発」でもある東海第二発電所には、多くの茨城県民が不安を募らせ、県内市町村議会の6割が「運転延長反対」、「再稼動中止」などを求める意見書を可決するに至っている。世論に背いてまで原発を推進するべきではない。

よって、本市議会は国に対し、東海第二発電所の運転期間延長と再稼動を認めないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を求める意見書(案)

動物は人の生活を豊かにし、ペットを飼うことで人の心も体も健康になると言われている。しかし、痛ましい動物虐待の事件が後を絶たない。本年4月、警察庁は、猫や犬などの動物を虐待したとして動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)違反で、昨年、68件を摘発し、76人を逮捕・書類送検したと発表した。いずれも、2010年以降、最多を記録している。

過去には、埼玉県内で複数の猫に熱湯やガスバーナーを用いて死傷させ、その悲惨な映像をインターネットに公開していた事件が、社会に大きな衝撃を与えた。また、千葉県内でも猫の手足を縛り刃物で殺傷する行為や子猫を虐待する動画を投稿サイトに載せる行為など、動物虐待が後を絶たないといった状況がある。

現行の動物愛護管理法では、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する」と規定されている。この罰則規定は、2012年の同法の一部改正により、強化されたものであるが、広く国民に認知されているとは言えず、動物虐待が後を絶たない要因の一つとなっている。また、同改正では、動物の所有者等に対し、動物がその命を終えるまで飼養する、終生飼養の責務も規定されたが、2016年度に飼育放棄などで保護された犬や猫は全国で11万匹を超え、このうち5万匹以上が殺処分されている現実を踏まえると、終生飼養が徹底されているとは言いがたい状況にある。

悲惨な動物虐待や殺処分を抑止するためにも、動物愛護の意識の醸成や動物の所有者等による適正な飼養・管理の徹底が重要である。

このことから、動物愛護管理法が目指す人と動物が共生する社会の実現に向けて、虐待動物の救護体制の構築など必要な法改正を行なうとともに、動物の適正飼養などに関する啓発活動をさらに強化する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

UR賃貸住宅に安心して住み続けられるよう求める意見書(案)

千葉市内には、UR賃貸住宅(旧公団住宅)が約2万9,000戸余りある。UR賃貸住宅で暮らす居住者の状況は、昨年9月に全国公団住宅自治会協議会が実施した「第11回団地の生活と住まいアンケート」調査によれば、世帯主の年齢が65歳以上の世帯が全体の68.4%、70歳以上では55.0%を占めており、世帯主の高齢化が一段と進んでいることがわかる。また、世帯の収入では、70.2%が年金を受給している世帯であり、収入が242万円未満の世帯は49.3%となっている。さらに、UR賃貸住宅は、住宅の確保が困難な世帯にとって「セーフティネット」としての役割があるが、公営住宅への入居が可能な収入の世帯が半数を占める状況のもとで、77.0%の世帯が家賃の負担の重さを訴える結果となっている。居住者が住んでいて一番不安に感じていることでは、「家賃値上げや収入の減少で家賃を払えなくなること」と答えた世帯が63.6%である一方、それでも、住みなれた「公団住宅にこれからも住み続けたい」とする世帯が74.0%という状況となっている。

これまで居住者は、地域の子供や子育て世代、高齢者など全ての世代が安心して生活できるよう環境を整備し、文化を育み、良好なコミュニティーを形成するための努力を続けてきた。その居住者が、今後も住みなれた団地に住み続けたいと願っている。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 UR賃貸住宅の家賃を居住者の収入に応じた支払い可能な家賃制度にすること。
- 2 独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃減免規定」を家賃支払い困難者に適用すること。
- 3 UR賃貸住宅を「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の受け皿として機能を充実させること。
- 4 UR賃貸住宅のバリアフリー化を促進し、地域包括ケアシステムで居住の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉市議会

(提出年月日) 平成30年5月31日

(提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

地方消費者行政に対する財政措置の継続・拡充を求める意見書(案)

消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化は、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源や消費生活相談員等の確保、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置が進まない等の課題が残されている。

こうした中、平成30年度予算に向けて、地方自治体から国に対して要求してきた、地方消費者行政推進交付金の平成30年度予算は、24億円となり、地方自治体の要請に国が全く応えられていない結果となっている。国による財政措置が後退することにより、消費生活相談体制の維持など地方消費者行政の後退が懸念される。

国においても、地方消費者行政の機能強化が進まない場合、消費者被害情報の収集・分析、法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まないことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金の減額が地方自治体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、必要な財政措置を行うこと。
 - 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、最低限平成29年度までの水準で確保すること。
 - 3 地方自治体が行うP I O-N E T(全国消費生活情報ネットワークシステム)への登録業務や悪質業者に対し行う行政処分は、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながっているため、地方自治体のこのような事務に対しても恒久的な財政措置を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千 葉 市 議 会